

扶養認定基準の確認

被扶養者（検認対象者）が以下に該当し、扶養認定基準を満たしていなかったことが確認できた場合は、裏面を参考に被扶養者の資格喪失手続きをお願いします。

昨年中に扶養条件を満たさなくなった場合は、裏面の提出期限内に被扶養者の資格喪失手続きをお願いします。原則、別紙「検認用提出書類」に記載の書類の提出は不要となります。

なお、本年になってから扶養条件を満たさなくなった場合は、検認用提出書類を期限内にご提出ください。別途、被扶養者の資格喪失手続きをお願いします。

よくある資格喪失のケース

1.被扶養者が就職し、就職先等の健康保険に加入した（パート、アルバイト等も含む）

※所得税法上の扶養と健康保険の扶養はそれぞれ手続きが必要です。

所得税法上の扶養から外す手続きのみ実施し、健康保険の扶養を外す手続きがもれているケースが散見されます。現在、健康保険の扶養に入っている方を対象に被扶養者検認を実施していますので、既に就職されている場合は必ず健康保険の資格喪失手続きをお願いします。

2.被扶養者の収入が以下の扶養認定基準を超過した

< 60歳未満の方の基準額 >

年収130万円未満／月収108,334円未満／日額3,612円未満

< 60歳以上の方、障害年金受給者の方の基準額 >

年収180万円未満／月収15万円未満／日額5,000円未満

【注意】

年収が上記基準内であっても、継続的な収入の月額または日額が基準額を超える場合は、認定基準を満たしませんので、資格喪失手続きが必要です。

①月収が基準額以上となる条件で働いた場合

例：4～9月の6か月間のみ月収20万円で働き、年収が120万円であった場合

⇒ 働いていた期間は扶養から外れます。

※パート等で扶養認定基準内で働いている方が、繁忙期に月収が基準額を超過した場合でも年収が基準内であれば継続して扶養に入れます。但し、連続した3か月の月収が基準額を超えた場合は、扶養から外れます。

②雇用保険、出産手当金、傷病手当金など日額で支給される手当金を基準額以上で受給した場合

例：退職後の雇用保険を手当日額 3,612円以上（60歳以上、障害年金受給者は5,000円以上）で90日間受給した場合

⇒ 受給期間中は扶養から外れます。

3.同居している被扶養者の収入が被保険者の収入の1/2以上ある

令和5年度検認に伴う被扶養者の資格喪失の手続きについて

表面の「扶養認定基準の確認」にて、被扶養者が扶養認定基準を満たしていなかったことが確認できた場合は、被扶養者を扶養から外す必要があります。被扶養者の資格喪失の手続きをお願いします。

【被扶養者の資格喪失の手続き】

■提出書類

提出書類	備考
① 被扶養者(異動)届（正・副2枚）	当健保のホームページ「こんなときどうするの？」⇒「家族を扶養からはずしたい」⇒「提出書類」から印刷できます。 「被扶養者から除かれた日」欄に <u>該当する日</u> （就職した日、収入基準を超えた日等）をご記入ください。
② 検認対象者の当健保の保険証	
③ 「令和5年度検認に伴う被扶養者の資格喪失の手続きについて」（本紙） ※昨年(以前)に遡って扶養を外す方のみ	・ <u>昨年</u> の日付で扶養から外す場合は「本紙」下部の《記入欄》の太枠内にご記入の上、添付してください。 提出期限内に提出した場合は、検認用提出書類の提出は不要です。 ・ <u>本年</u> の日付で扶養から外す場合は「本紙」の提出は不要です。 上記①、②をご提出ください。 なお、検認用提出書類は提出期限内にご提出ください。

※状況により、追加書類の提出を依頼する場合があります。

当健保ホームページ <https://www.kenpo.gr.jp/scsk-kenpo/>

■提出先：適用事業所（勤務先会社）の社会保険担当部署
※書類は会社経由、当健保に回付されます。

■提出期限：令和5年（2023年）年6月28日（水）

■その他

資格喪失日以降に健康保険証を使用し病院等を受診していた場合は、当健保が負担した医療費及び給付金等について返還請求をさせていただきます。
なお、返還請求しました医療費については、喪失後に加入される制度（国民健康保険など）にご相談ください。

《記入欄》 ※昨年(以前)に遡って扶養を外す方のみご記入ください。

1. 今回、扶養から外す理由をご記入ください。

2. 現在、対象者は扶養条件を満たしていますか？ 該当する番号に○を付けてください。

① 現在は扶養認定条件を満たしている。

② 現在も扶養認定条件を満たしていない。

※①を選択した場合は、再度、扶養申請することが可能です。

扶養に入る場合の手続き等につきましては、当健保のホームページをご参照ください。